

一橋大学海外派遣留学制度令和5（2023）年夏出発（第2回） 派遣留学生募集要項

本学は、「グローバル化の進む社会に柔軟に対応することができ、現代の社会に貢献し得る人材」の育成を教育目標として掲げています。協定校をはじめとする世界トップレベルの大学での中長期の留学は、学生自身が明確な目的意識を持って、海外の大学における専門科目を履修し、高い水準の目標に向かって取り組む点で、人材育成に非常に効果があると考えており、そのための留学制度として、一橋大学海外派遣留学制度を設けています。派遣留学を希望する学生は、本要項を熟読の上応募してください。

【新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応について】

新型コロナウイルス感染症は現在も世界的な広がりを見せており、引き続き警戒が必要な状況が続いています。このため、令和5年度の留学についても、派遣先大学ごとに実施の可否を判断することとします。

実施可否判断の基準については、派遣先大学の学期開始時期の原則2か月程度前の時点において、派遣先国の所在地域における「感染症危険情報」のレベルにより、以下に示す条件をすべて満たした場合、渡航を可能とします。

〔「感染症危険情報」がレベル1の場合〕

- (1) 派遣先の国・地域の「危険情報」の「危険レベル」がレベル1以下であること
- (2) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること
- (3) 派遣先大学が留学生の受入を許可しており、対面授業が実施されていること
- (4) 原則として、新型コロナワクチン接種が完了していること。また、派遣先国・地域や派遣先大学がワクチン接種に関するルールを求めている場合はそのルールに従うこと
- (5) 本学が実施する渡航前オリエンテーション（異文化適応・危機管理）に参加した上で、学生及び家族等が渡航先の国・地域における感染症のリスクを理解し、学生及び家族等の判断と責任で渡航すること
- (6) 本学が指定する海外危機管理サービスに加入すること

〔「感染症危険情報」がレベル2または3の場合〕

- (1) 派遣先の国・地域の「危険情報」の「危険レベル」がレベル1以下であること
- (2) 派遣先国・地域における入国制限の措置が解除されていること
- (3) 派遣先大学が留学生の受入を許可しており、対面授業が実施されていること
- (4) 新型コロナワクチン接種が完了していること。また、派遣先国・地域や派遣先大学がワクチン接種に関するルールを求めている場合はそのルールに従うこと
- (5) 本学が実施する渡航前オリエンテーション（異文化適応・危機管理）に参加した上で、学生及

び家族等が渡航先の国・地域における「感染症危険情報」がレベル1以下ではないことのリ
スクを理解し、学生及び家族等の判断と責任で渡航すること
(6) 本学が指定する海外危機管理サービスに加入すること

[「感染症危険情報」がレベル4の場合]

渡航を不可とする。

※ワクチン接種を行うことで、発症予防効果や重症予防効果等が確認されていますが、その
効果は経時的に低下していくため、ワクチンの効果が有効な期間での渡航を推奨します。

なお、この実施可否判断の基準については、国内外の感染状況及び防疫措置により見直しを行う
ことがあります。上記に従い留学中止となった場合には、派遣留学内定を取り消しますが、次期
以降の募集への応募を可能とします。

(1) 応募区分・資格

(a) 学部生

以下の条件をすべて満たすこと

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和5(2023)年4月1日現在、本学3年次または
4年次に在籍予定の者(派遣留学内定後において、2年次から3年次へ進級できなかった学生
は内定を取り消すものとする)。なお、留学期間内に学部を卒業する者は応募できないので注
意すること。
- ② 過去に外国の大学に1年以上留学した経験のない者。
- ③ 過去に一橋大学海外派遣留学制度またはグローバルリーダー育成海外留学制度により、派遣
留学の内定を受けたことがない者(ただし、本制度またはグローバルリーダー育成海外留学制
度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする)。
- ④ 希望する派遣先大学で専門科目の単位取得をする目的が明確な者。
 - ・ 派遣留学期間が8か月以上の場合、派遣先大学にて4科目以上を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が7か月以下の場合、派遣先大学にて2科目以上を単位取得すること。
語学科目については、履修自体は可能だが、海外派遣留学制度は語学留学とは異なるとい
う点から、専門科目としては取り扱わない。なお、ワークロードによらず、1科目は1科
目とみなすものとする。
- ⑤ 応募時において、「別表1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」に定める学
内選考の語学要件を満たす者。なお、英語の語学要件で応募する場合、本学の最低要件である
TOEFL iBT 79 または IELTS 6.0 を下回る場合には本募集に応募することができない。
- ⑥ 入学から2022年度夏学期までの累積GPA値が2.9以上である者。

※応募時点で学部4年次に在籍しかつ大学院生として派遣留学を希望する場合は、(b)の大学院生

として応募すること（なお、派遣留学に内定した場合は、大学院入学試験の合格発表後速やかに合格証明書を提出すること。また、大学院入学試験が不合格の場合には、派遣留学の内定を取り消すものとする）。

※5年一貫教育システム参加者が学部4年次に派遣留学に出発して派遣留学中に学部を卒業し、修士課程入学後に帰国する場合は、学部生の身分として派遣するものとする。

また、5年一貫教育システム参加者が学部4年次に派遣留学に出発する場合については、留学期間の途中であっても単位互換の申請が許可される場合がある。詳細は個別に教務課教務第五係に問い合わせること。

※外国人留学生のうち、国費外国人留学生、公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生、及び非正規生は本制度に応募することができない。正規課程に在籍する私費留学生は応募可能であるが、出身国への留学は、留学目的や履修計画等を確認した上で本学が必要と判断した場合のみとする（必要に応じて面接試験を行う場合がある）。

(b) 大学院生

以下の条件を全て満たすこと。

- ① 応募時点において、一橋大学に在籍し、令和5（2023）年4月1日現在、一橋大学大学院に在籍または在籍予定の者。なお、留学期間内に大学院を修了する者は応募できないので注意すること。
- ② 過去に一橋大学海外派遣留学制度により、派遣留学の内定を受けたことがない者（ただし、本学学部課程における派遣留学内定は含まない。また、本制度に内定したが派遣先大学で入学許可を得られなかった者は、応募資格があるものとする）。
- ③ 希望する派遣先大学で専門科目の単位取得及び専門の研究をする目的が明確な者。
 - ・ 派遣留学期間が8か月以上の場合、派遣先大学にて4科目以上を単位取得すること。
 - ・ 派遣留学期間が7か月以下の場合、派遣先大学にて2科目以上を単位取得すること。語学科目については、履修自体は可能だが、海外派遣留学制度は語学留学とは異なるという点から、専門科目としては取り扱わない。なお、ワークロードによらず、1科目は1科目とみなすものとする。
- ④ 応募時において、派遣先大学が定める出願要件（語学、成績等）を満たしている者。ただし英語の語学要件が定められている場合、以下の(1)および(2)のうち、いずれか高い方の語学要件を満たしていること。
 - (1) 希望する派遣先大学が定める語学要件（サブスコアを含む）
 - (2) TOEFL iBT 79 または IELTS 6.0（派遣先大学がサブスコアを定めている場合は、サブスコアを含む）

※大学院生（在籍予定の者を含む）が応募する場合、大学院レベルの交換留学生受け入れの有無及び出願時期についてあらかじめ派遣希望先大学に確認すること。なお、申請できる大学数は1校のみとする。

※「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」に定める「語学要件」は、学部生向けの要件である。大学院生については、学内応募時に派遣先大学が定める語学要件等を満たす必要があるため、派遣先大学のウェブサイト等で大学院生向けの出願語学要件、成績要件等を必ず確認すること。

※外国人留学生のうち、国費外国人留学生、公益財団法人日本台湾交流協会奨学金留学生、及び非正規生は本制度に応募することができない。正規課程に在籍する私費留学生は応募可能であるが、出身国への留学は、留学目的や履修計画等を確認した上で本学が必要と判断した場合のみとする（必要に応じて面接試験を行う場合がある）。

(2) 派遣先大学・派遣留学期間

- 派遣先大学の募集要件については、「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」を参照すること。なお、所属する学部・研究科により派遣留学の対象外となる派遣先大学があるので、十分に確認すること。また、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により募集対象の大学が変更になる可能性があるため、随時確認すること。**令和 5（2023）年末までに派遣先大学における留学を開始し、派遣留学期間については渡航期間も含めて 1 年以内とする。なお、本学において実施する自身の学位授与式開始日以降の留学は認めないことから、十分に注意し留学計画を立てること。授業料徴収枠の派遣先大学に留学する場合は、派遣先大学と本学の双方の授業料等を支払う必要があるため、該当する派遣先大学については、「別表 1」の大学名の後ろに（授業料徴収）と記載しているので、よく確認した上で応募すること。

(3) 選考方法

一橋大学派遣・受入留学生選考専門委員会が、提出書類（原則として成績証明書記載の成績を基準とする）により総合的に評価し、選考する。ただし、必要に応じて面接試験を行う場合がある。

(4) 提出書類

全ての書類について、申請期間内に提出されない場合は申請の対象としない。

| 提出書類 | 対象者 | 備考 |
|---------------|-----|--|
| ① 希望派遣先大学申告票 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> 指定様式（Excel ファイル）をアップロードすること。 （学部生について）応募資格に定める語学要件を満たしている大学から選択し、申請する。 （大学院生について）派遣先大学の定める出願要件（語学、成績等）を満たしている大学から選択し、申請すること。 （学部生について）申請できる大学数はグローバルリーダー育成海外留学制度による申請大学数とあわせて 10 校までとする。 （大学院生について）申請できる大学数は 1 校のみとする。 |
| ② 語学能力を証明する書類 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> （学部生について）応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート等（2021 年 4 月以降に受験した正式なものに限る）の PDF データ又 |

| 提出書類 | 対象者 | 備考 |
|------------------|------|--|
| | | <p>は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット画像データとすること。なお、受験者名、試験日及び取得スコアが確認できるデータをアップロードすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学院生については、希望派遣先大学の大学院生向け応募資格に定める語学要件を満たす語学試験のスコアレポート等の PDF データ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データをアップロードすること。 <p>2023 年 1 月下旬までに実施される英語以外の語学能力試験については、応募時に結果が出ていない場合でも、応募を認める。この場合受験予定の語学能力試験の受験票の画像データ又は試験名及び試験日等を記載した申立書（任意様式）をアップロードすること。この場合、ウェブ等で結果が確認でき次第、試験結果照会のウェブページ画面を印刷したものを電子メールで提出し、追ってスコアレポート等の PDF データ又は試験結果照会のウェブページ画面のスクリーンショット等画像データを電子メールで提出すること。なお、語学能力試験の結果が応募資格に定める語学要件を満たしている場合に限り、正式に受理する。</p> |
| ③ 留学志望書 | 全員 | <ul style="list-style-type: none"> ・ Word ファイルを PDF データに変換しアップロードすること。 ・ 任意様式。各ページ右上に学籍番号と氏名を記載すること。 ・ A4 判用紙 2～3 枚におさめること。 ・ 留学を志望する理由を中心に、これまでの履修・研究内容、留学後の将来計画及び課外活動等を含めて記述すること。また、最上位で希望する派遣先大学の選定理由及び履修・研究計画を記述すること。 |
| ④ 成績証明書 | 学部生 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2022 年度夏学期までの成績を含む成績証明書（和文）をスキャンした PDF データをアップロードすること。 ・ 成績証明書は西キャンパス本館 1 階エントランスにある証明書自動発行機で発行すること。（自動発行機での発行が難しい場合には、教務課教務第二係に依頼し入手すること。依頼の際は派遣留学制度に応募するために必要である旨を必ず申し添えること。） |
| | 大学院生 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 学部の成績証明書及び入学から 2022 年度夏学期までの成績を含む大学院成績証明書をスキャンした PDF データをアップロードすること。（和文又は英文以外の場合には原本に和訳を添付すること。） |
| ⑤ 成績評価係数計算シート | 全員 | <p>2021 年度に履修した全ての授業名、単位及び成績（GPA の対象とならない科目を除く）を入力すること。</p> <p>成績評価係数計算シートは奨学金支給決定に使用する。</p> |
| ⑥ 派遣留学応募に際しての誓約書 | 全員 | <p>本学ウェブサイトに掲載の「派遣留学応募に際しての誓約書」を確認・署名の上、PDF データをアップロードすること。</p> |
| ⑦ 個人情報収集同意書 | 全員 | <p>本学ウェブサイトに掲載の「個人情報収集同意書」を確認・署名の上、PDF データをアップロードすること。</p> |

| 提出書類 | 対象者 | 備考 |
|-------------------------------|------|---|
| ⑧ 高等学校卒業証明書 | 希望者 | 「堀海外留学支援資金奨学金」を希望する者のみ、卒業証明書をスキャンしたPDFデータをアップロードすること。 |
| ⑨ 大学院生のみ（進学予定で派遣時に大学院生の者を含む）】 | 大学院生 | 派遣先大学が求める入学要件が明示された書類 |
| ⑩ オンライン提出チェックリスト | 全員 | チェックリスト様式をダウンロードの上、チェック項目を記載すること。提出は、PDF上でフォーム入力したものまたは手書きのスキャンデータいずれでも可。 |

(5) 応募方法

オンライン申請システムにて、提出書類をシステム上でアップロードして申請すること。なお、提出書類のうち「希望派遣先大学申告票」については、アップロード後の変更、差替えはできないため注意すること。なお、オンライン申請後、受付票を大学 Gmail（学籍番号@g.hit-u.ac.jp）に送付するため、教務第五係からのメール（edu-gs.g@ad.hit-u.ac.jp）を受信可能となるように設定しておくこと。

| | |
|------|--|
| 申請期間 | 令和 5（2023）年 2 月 1 日（水）午前 9 時 ～ 2 月 3 日（金）午後 3 時 |
| 申請方法 | オンライン申請システム（本学ウェブサイト https://international.hit-u.ac.jp にリンクを掲載）にて、申請情報の入力及び提出書類のアップロードを行うこと。 |

(6) 面接予定日

令和 5（2023）年 2 月 9 日（木）・13 日（月）（予定）

※該当する応募学生のみ個別に連絡する。

(7) 選考結果（派遣留学内定者）の発表

令和 4（2022）年 2 月下旬予定

(8) 補足事項

- ① 「別表 1 一橋大学海外派遣留学制度 派遣先大学募集要件一覧」は、派遣先大学の事情により予告なく変更される場合がある。
- ② 複数の語学要件が記載されている場合は、特別な定めがない限り、いずれか 1 つの語学要件を満たしていればよく、全ての語学要件を満たしている必要はない。
- ③ TOEFL ITP（Institutional Testing Program）・TOEFL iBT（Home Edition）・IELTS（Indicator）のスコアは、語学能力を証明する書類としては認めない。
- ④ 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠）の選考に際し、英語と英語以外の語学要件（例：フランス語）が記載されている派遣先大学（例：パリ政治学院）で採用予定者数が 2 名以上となる場合は、1 人目を最も評価点の高い者、2 人目を英語以外の語学要件を満たしている者のうち最も評価点の高い者を採用し、3 人目以降は言語によらず評価点の高い者から順に採用する。なお、英語以外の語学要件を満たしている者がいない場合は、評価点の高い者から順に採用する。

- ⑤ 派遣先大学の出願要件として、本学において特定の専門科目を履修し、その分野における十分な知識を有することを条件とする派遣先大学があるため、別表 1 及び別表 2 ならびに、派遣先大学のウェブサイト等で十分確認の上、希望先を選択すること。なお、出願時の段階で履修済みであること。
- ⑥ 派遣先大学の学年暦の途中からの入学を希望する場合は、留学期間や履修、入寮について、制限がある場合が多いため、派遣先大学のウェブサイト等をよく確認すること。
- ⑦ 交換留学生在が履修できる授業科目に制限を設けている派遣先大学があるため、ウェブサイト等で確認し、履修・研究計画を立てた上で申請すること。
- ⑧ 国・地域によっては留学時のビザ取得に際し、語学要件を定めている場合がある。応募資格に定める語学要件とは異なる場合があるので、詳細を確認した上で準備すること。
- ⑨ 出願までの期間が短いため、派遣先大学が定める出願要件（語学、成績等）をよく確認すること。

(9) 派遣留学に内定した場合の注意事項等

- ① 本制度により留学する場合の渡航目的は留学のみとする。
- ② 原則、渡航は日本からの出国及び日本への帰国のみとする。
- ③ 派遣先大学の教育プログラム（事前語学コース等）および本学の実施する海外留学プログラムに参加する場合は、学期開始日の 30 日以上前の出発および試験最終日の 14 日以降の帰国を認めることがある。
- ④ 派遣留学期間中は、「派遣留学生」身分として本学に在籍することとなり、休学は認められない。また、派遣留学期間中は本学の授業料を納付しなくてはならない。
- ⑤ 一橋大学海外派遣留学制度（交換留学枠）への合格（派遣留学内定）は、派遣先大学への入学を担保するものではない。所定の時期までに、派遣先大学が求める出願書類を当該大学に提出し、先方にて審査・入学の可否が決定される。
- ⑥ 本学が学内選考時に求める要件と派遣先大学が出願時までに求める要件が異なる場合、出願時までに要件を満たす必要がある。また出願時に派遣先大学が求める出願要件（語学、成績等）を満たせない場合には、原則として派遣先大学への入学は許可しない。
- ⑦ 英語以外の語学要件で本学に内定した場合、派遣先大学への出願の際もその語学要件で手続きを行うこと。
- ⑧ 派遣先大学からの入学許可をもって、派遣留学生として身分を決定する。入学許可を取得できない場合には、派遣留学内定を取り消す。
- ⑨ 留学先大学の学期中は主ゼミナールを除きオンライン授業を含む本学の授業を履修することはできない。
- ⑩ 健康管理は自らの責任において行うこと。派遣留学期間中の事故及び疾病等は派遣留学生の責任とし、費用は自己負担となる。なお、派遣留学生は、本学が指定する海外旅行傷害保険に必ず加入すること。
- ⑪ 派遣留学生は、留学先国における日常的なリスク及び予期せぬ事態に対応するために、本学が指定する危機管理サービスに加入すること。
- ⑫ 派遣留学内定者は、本学が実施する下記のオリエンテーションに必ず出席すること。また、正当な理由なく、オリエンテーションに遅刻・早退・欠席した場合は、派遣留学内定を取り消すことがある。オリエンテーションの詳細については、別途教務課教務第五係より通知するので確認すること。

| オリエンテーション名 | 開催時期 |
|------------|------|
|------------|------|

| | |
|-------------------|-------------------------|
| 事務手続きオリエンテーション | 令和 5 (2023) 年 4 月頃 (予定) |
| 異文化・危機管理オリエンテーション | 令和 5 (2023) 年 6 月頃 (予定) |

- ⑬ 派遣留学生は、派遣留学先大学での本学の PR 活動や、帰国後の本学及び奨学金支給団体等への留学報告等を行わなければならない。また、正当な理由なく、留学報告等を行わない者には支給した奨学金の返還を含め、厳正に対処する。
- ⑭ 派遣期間中は派遣先大学での学習・研究に専念すること。単位を取得できなかった場合、奨学金の返還を求めることがある。
- ⑮ 自己都合による留学の辞退や派遣先大学在籍期間の変更は、体調不良等相当の理由がある場合を除き、原則認められない。ただし、奨学金の支給対象者とならなかったことを理由とする辞退については、期限までに申告した場合に限り、辞退を認めることとする。

(10) 奨学金 (予定)

① 一橋大学海外派遣留学制度による支給対象者・支援内容等

- ・ 滞在費は、年 3 回 (夏出発第一回、夏出発第二回、冬出発) の応募全体で、一橋大学海外留学奨学金・日本学生支援機構海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金から支給する。
- ・ 支給の対象者は学部生・大学院生合わせて 125 名程度である。
- ・ 留学準備金は支給しない予定である。
- ・ その他の奨学金 (堀奨学金・Tazaki 財団英国留学奨学金) 受給対象者は上記人数の対象外となる。
- ・ 奨学金支給の決定に成績評価係数計算シートを使用する。
- ・ 一橋大学海外留学奨学金は、一般社団法人如水会および一般社団法人明治産業人材育成支援会からの寄付金により設立された奨学金である。学部生のうち、奨学金受給者は、奨学金支援団体が指定する「留学生レポート」等を提出しなければならない。

| 応募区分 | 支給内容 | 奨学金名 | 備考 |
|------|------|--|--|
| 学部生 | 滞在費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一橋大学海外留学奨学金 (一般社団法人如水会及び一般社団法人明治産業人材育成支援会の寄附による) ・ 日本学生支援機構 (JASSO) 海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一橋大学海外留学奨学金または日本学生支援機構海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金より支給する。 ・ 奨学金支給対象者には、派遣先大学での授業期間中において、日本学生支援機構が定める派遣先地域・都市に応じた 奨学金月額を支給する。 ・ ただし、日本学生支援機構の採択結果等により、奨学金が支給されない場合がある。 |
| 大学院生 | 滞在費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本学生支援機構 (JASSO) 海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本学生支援機構海外留学支援制度 (協定派遣) 奨学金より支給する。 ・ 奨学金支給対象者には、派遣先大学での授業期間中において、日本学生支援機構が定める派遣先地域・都市に応じた 奨学金月額を支給する。 |

| 応募区分 | 支給内容 | 奨学金名 | 備考 |
|------|------|------|---|
| | | | <ul style="list-style-type: none"> ・ただし、日本学生支援機構の採択結果等により、奨学金が支給されない場合がある。 |

- ① 派遣先国及び派遣期間等によっては、派遣留学に係る所要経費が奨学金額を超える場合があるが、その場合の超過分は自己負担とする。
- ② 他団体等からの奨学金について、滞在費の月額が本奨学金の滞在費の月額を上回る場合、本奨学金の滞在費は支給しない。
- ③ 派遣留学生在が次の各号に該当すると認められた場合には、奨学金の給付を停止又は中止することがある。
 - 一 休学、退学又は除籍になったとき。
 - 二 留学を取りやめたとき。
 - 三 学業成績が不良となったとき。
 - 四 処分を受けたとき。
 - 五 その他奨学生として適当でない事実があったとき。

令和4(2022)年12月
派遣・受入留学生選考専門委員会
学務部教務課